

TOPICS  
01令和6年度冬休みの児童クラブ  
登録申請を受け付けます！

問 市役所児童課(内線154)

## 目的

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、児童クラブを実施することにより適切な遊びおよび生活の場を与え、児童の健全な育成を図ること。

## 弥富市児童クラブ施設一覧

|                            |
|----------------------------|
| 日の出第一児童クラブ(ひので子育て支援センター西側) |
| 日の出第二児童クラブ(ひので子育て支援センター西側) |
| 桜第一児童クラブ(桜小学校敷地内)          |
| 桜第二児童クラブ(桜小学校敷地内)          |
| 弥生第一児童クラブ(弥生児童館内)          |
| 弥生第二児童クラブ(総合福祉センター内)       |
| 大藤児童クラブ(大藤児童館内)            |
| 白鳥児童クラブ(白鳥コミュニティセンター内)     |
| 栄南児童クラブ(栄南児童館内)            |
| 十四山東部児童クラブ(十四山東部小学校内)      |
| 十四山西部児童クラブ(十四山西部小学校敷地内)    |

## 利用料他

利用料 5,000 円 + おやつ代 500 円  
(十四山東部児童クラブは利用料のみ)  
※利用料減免制度もありますので、お問い合わせください。

## 申し込みはこちら

## 申し込み方法

児童クラブ登録申請書に必要事項を記入し、保護者いずれもの雇用証明書などを添えて、市役所児童課または児童クラブ(開所時間に限る)へ申請してください。

## 申請書配布・申込期間

**10月21日(月)～11月22日(金)**(土・日曜日、祝日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
※申請書などは市ホームページに掲載する様式を印刷してご利用できます。



## 対象児童

市内の小学校に在籍する児童で次のいずれかに該当すること  
①母子または父子家庭で母または父が**居宅外で労働**している児童  
②両親双方が**居宅外で労働**している児童  
③その他市長が必要と認めた児童

## 実施日時(冬休み)

12月24日(火)～翌年1月6日(月)(7日間)  
(日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日を除く)  
午前8時～午後6時30分  
※このうち家庭で児童を見ることができない日・時間にご利用できます。

## 定員

各施設若干名  
※詳細は市ホームページに掲載予定です。

## ○ 留意事項 ○

- ◇定員を超える場合は、ご希望の児童クラブに入れないことや児童クラブを利用できないことがあります。
- ◇承諾・不承諾通知は11月下旬に文書で通知します。
- ◇利用決定は、先着順ではありません。市が定めた優先順位に従い決定します。
- ◇冬休み募集期間までに定員に達したクラブは冬休みの募集を行いません。
- ◇冬休み期間中、児童の送迎は、保護者の責任でお願いします。他学区の児童クラブを利用していただく場合は、出校日も保護者の送迎が必要です。
- ◇昼食とお茶は各自で用意してください。なお、傷みやすいものは避けるなど細心の注意をしてください。
- ◇おやつは児童クラブで用意します。(十四山東部児童クラブおよび食物アレルギーのある人を除く)
- ◇申請を取り下げたい場合は、11月29日(金)までに辞退届を市役所児童課へ提出してください。期日を過ぎますと利用料が発生します。

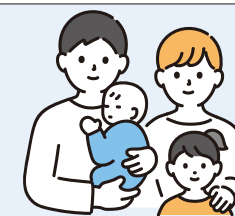
TOPICS  
0210月分から児童手当の制度が  
改正されます！問 市役所児童課(内線155)  
ID 1005717

## 主な改正内容



| 制度改正後 | 第4子        | 第3子        | 第2子        | 第1子          | カウント外                      |
|-------|------------|------------|------------|--------------|----------------------------|
| 制度改正前 | 12歳<br>第3子 | 14歳<br>第2子 | 17歳<br>第1子 | 19歳<br>カウント外 | 20歳<br>22歳<br>23歳<br>カウント外 |

第3子以降の算定に含める対象の年齢を高校生年代から、大学生年代(22歳到達後の最初の3月31日までの間にある者)まで拡充



## 申請が必要な方

制度改正の対象と思われる方に9月上旬に申請案内を送付しましたので、対象の方でまだ申請案内が届いていない場合はご連絡ください。

| 申請対象者(父母などのうち、所得の高い方)                                                                                                  | 提出書類など(※郵送の場合は写しを同封)                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方<br><input type="checkbox"/> 所得上限限度額超過で、児童手当(特例給付)の支給対象外である方 | <input type="checkbox"/> 児童手当認定請求書【必要な確認書類】<br><input type="checkbox"/> 請求者および配偶者のマイナンバーが分かるもの<br><input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード<br><input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証<外国人の方><br><input type="checkbox"/> 請求者および児童の在留カード・児童のパスポート |
| <input type="checkbox"/> 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方<br>※現在受給中で該当する方も提出が必要です。             | <input type="checkbox"/> 監護相当・生計費の負担についての確認書                                                                                                                                                                                                    |
| <input type="checkbox"/> 支給対象となる高校生年齢以下の児童と同居していない方                                                                    | <input type="checkbox"/> 別居監護申立書<br>※該当の方は申請時にお申し出ください。                                                                                                                                                                                         |

※追加で書類が必要となる場合があります。

## 申請期限

10月21日(月)

最終期限  
令和7年3月31日(月)

※申請期限までに不備かつ不足なく申請した場合は、制度改正後の初回支給である10月・11月分を12月10日(火)に支給します。  
 ※申請期限以降に申請された場合でも、令和7年3月31日(月)までに申請していただければ、令和6年10月分の手当からさかのぼって支給します。  
 ※最終期限を過ぎた場合は、認定請求書を受け付けた翌月分からの支給となります。

## 申請が不要の方

- 現在児童手当(または特例給付)を受給しており、中学生以下の児童のみを養育している方
- 児童手当・特例給付を受給中で、算定児童として登録されていない高校生年代の児童を養育している方
- 所得制限の撤廃により手当が増額になる方(現在特例給付を受給の方)
- 既に現在第3子以降の増額を受けている方

## 申請場所

市役所児童課窓口(郵送可)

## その他

※支給が2カ月に1回になることに伴い、令和6年12月から児童手当支払い通知書の送付を廃止します。振込口座の通帳などをご確認ください。  
 ※公務員の方は、勤務先でお尋ねください。  
 ※請求者が弥富市以外で住民登録している場合は、住民登録地の自治体で申請してください。